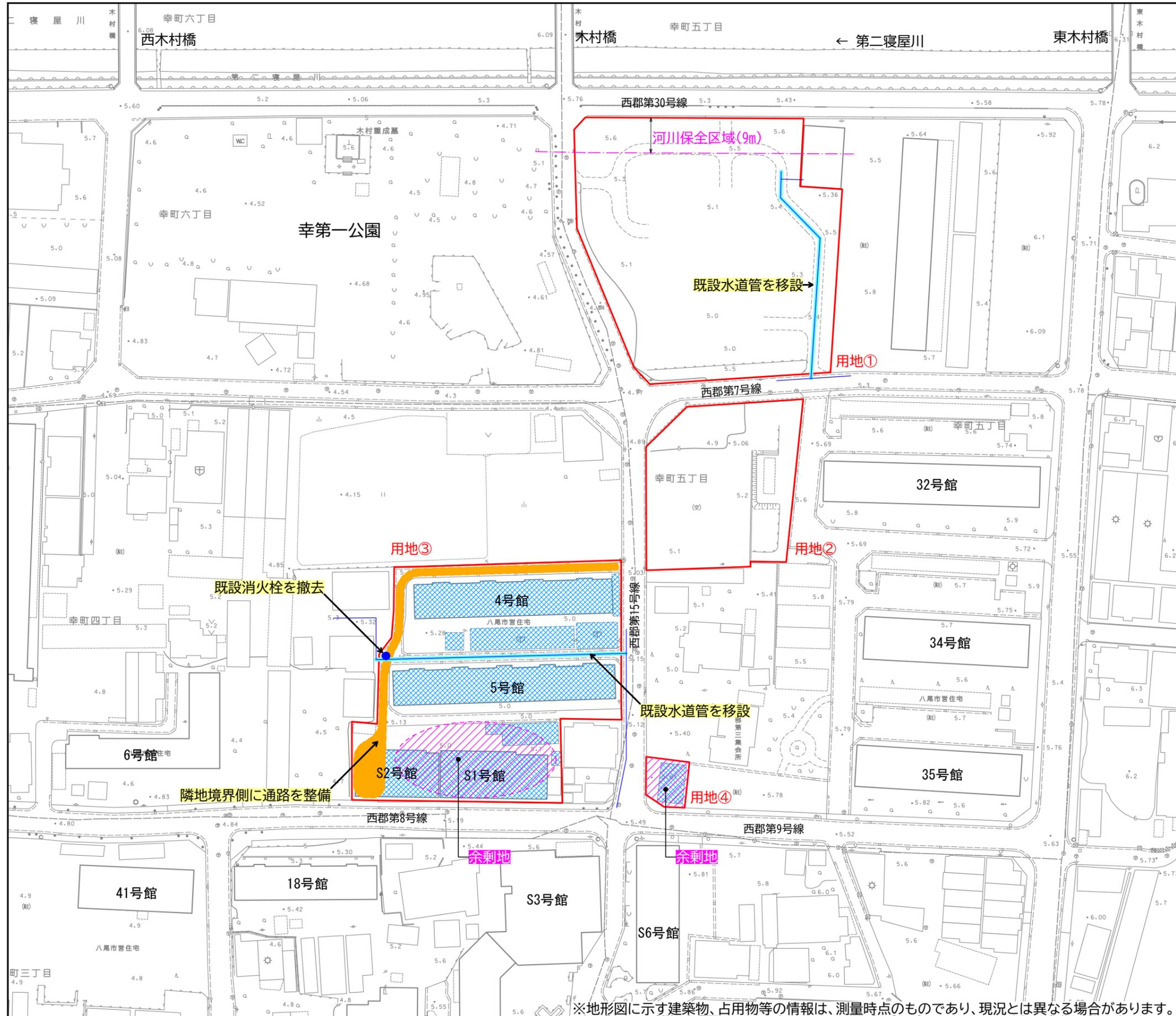


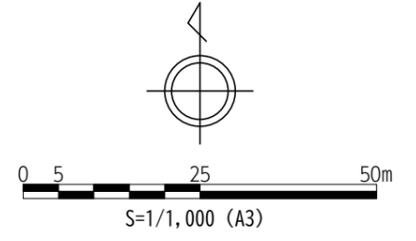
別紙1 土地整備条件図



- 事業用地
- 解体対象建物
- 余剰地

土地整備に関する条件

- <用地①>
  - ・既設の公園施設を撤去し、建替住宅及び付帯施設を整備する。
  - ・東側隣接地に接続する既設水道管を用地内で移設する。
  - ・河川保全区域（北側道路境界から9m）は、原則として、構造物等の整備は行わない。
- <用地②>
  - ・既設の公園施設を撤去し、付帯施設（駐車場等）を整備する。
- <用地③>
  - ・既設の住宅及び付帯施設（物置、浄化槽等）を撤去し、建替住宅及び付帯施設、南側に余剰地（約700㎡以上）を整備する。
  - ・西側隣接地に接続する既設水道管を用地内で移設する。
  - ・既設消火栓を撤去する。
  - ・隣地境界側に通路を整備する。
- <用地④>
  - ・既設の屋外物置、防火水槽を撤去し、余剰地（約100㎡）を整備する。
- <各用地共通>
  - ・原則として、隣地との境界部に、アルミ製目隠しフェンス（H=1800）を設置する。



※地形図に示す建築物、占有物等の情報は、測量時点のものであり、現況とは異なる場合があります。